



朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、一般社団法人倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

6/21(金)誤解を防ぐために

職場や取引先との人間関係は、仕事の充実や成果にも大きく影響します。

昨今ではオンライン会議なども普及しコミュニケーションの手段は様々ですが、電話やメールを活用する頻度が高いという人は多いでしょう。

入社二年目のK氏は取引先との関係で悩んでいました。先方へ送ったメールの趣旨が伝わらず、電話でも誤解が解けず、取引が中断してしまっていました。

K氏は先輩に相談し、メールや電話の内容を詳細に報告しました。すると、先輩から、「まずは誤解を与えたお詫びが大切」「電話も同様だが、メールは簡潔かつ明確に書く」の二点を指摘されました。自分のメールの文章を見直すと、長文で余計な表現が多く、再確認せずに送っていたのです。とても相手の立場に立った文章ではありませんでした。その後、先輩のサポートもあり、取引先との関係が改善され、取引は再開されたのです。

今回の件を教訓にK氏は、どのような場面でも、まずは相手の立場で考え、簡潔かつ明確なコミュニケーションを肝に銘じるようになったのです。

今日の心がけ

相手の立場に立って 行動しましょう

AIが広く普及していく中、私達が生き残っていくためには、より精度の高い打合せと提案が不可欠になってくると思います。そのためには、より高いコミュニケーション能力が求められ、より相手の立場に立った会話や行動が必要になってくると考えています。

私達も、対顧客や市町村、金融機関、様々な人と日々の仕事を通してやり取りをします。その中ではやはり上から言われたり、言った言わないがあったり、誤解を招く事が多々あります。そうした中でも円滑に進むのは、会話やメールを含め、やはりお互いを尊重した行動です。世の中、色々な人がいますが、どんな事があっても、どんな時でも今日の心がけにあるような行動を取って、そしてそれが周りに広まる様な行動を心がけていきたいと改めて感じました。

(文責:堤)

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

かなた税理士法人 Tel: 027-361-5568

群馬M&Aセンター Tel: 027-364-8040 相続手続支援センター群馬 Tel: 027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX: 027-361-9591 URL: http://www.takahashi.co.jp/ E-mail: info@takahashi.co.jp



所長挨拶

残暑の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

7月のある日曜日の夕方、地域の水道水が白濁する事件があり、近所を巡回する高崎市の広報車が健康には影響がない旨の

放送を繰り返していました。

後の報道によると、箕郷町の白川浄水場でトラブルがあり水が濁ったとの事。

私は初めて自宅の水道水が箕郷町から来ていたことを知りました。

またネットで調べてみると、箕郷の浄水場には群馬用水から水が引かれ、さらに群馬用水は利根川の綾戸ダム(沼田市)から取水していることも分かりました。

私は普段から、利根川上流の水を飲んでいただけになります。

その昔多くの人たちが群馬用水を開削し、また現在も多くの人たちによって水道が管理運営されて、私たちが毎日安心して水道を使う事ができている。

普段当たり前だと思っていた事を、改めてその元を知ることにより感謝を深めることができた事件でした。

話は変わりますが、7月の梅雨の晴れ間の日曜日、久しぶりに尾瀬の至仏山に登ってきました。

尾瀬ヶ原から見上げる優美な姿とは裏腹に、頂上直下は巨岩が連なる急登が続き、息が上がります。

それでも至仏山は「花の山」と言われるだけあって、日本版エーデルワイス(ホソバヒナウスユキソウ)をはじめ多くの高山植物が咲き乱れ、その花々に励まされながらどうにか登頂したのです。

至仏山の稜線は南北に連なり、日本海に流れ込む阿賀野川水系と太平洋に流れ込む利根川水系の分水嶺に当たります。

稜線の東側に降った雨は尾瀬ヶ原に流れ込み、三条の滝、銀山湖、只見川を経由して阿賀野川に合流します。

一方、西側に降った雨は奈良岳ダム回りから利根川に入り、みなかみ、沼田、綾戸ダムを通して関東平野を潤します。

地球規模の大きな大気循環の中から生まれた一粒の雨が、至仏山のわずかに数センチ幅の稜線のどちらかに落ちるかによって、私の口に入るか入らないか決まるのです。

私たちの生存に欠かせない水。

それがどこから来ているのか、そのルーツを考えさせられた7月の二つの出来事でした。

立秋を過ぎても、まだまだ暑さは続きそうです。

皆さまには健康には十分留意され、毎日をお元気に過ごされますよう心からお祈り申し上げます。

読書コーナー

努力革命

ラクをするから成果が出る！
アフターGPTの成長術

著者: 伊藤羊一、尾原和啓



ChatGPT、使ったことはありますか？私はあります。ありますが、期待した答えは出てこないし、間違ったことばかり言うなあということで最近では利用していませんでした。

そんなとき目にしたのがこの本です。ChatGPTを使ってラクをしよう、地道な努力はAIに任せようといった内容で、少しでもラクをしたい私は読んでみることに。

まずChatGPTは検索エンジンではなく生成AIであり、使う

目的や使い方から間違っていました。正しく使えば頭の良さ、経験、それからセンスもコピーすることができます。今までは100点の成果を出すために、地道な辛い努力をしてなんとか80点、90点に上げますが、ChatGPTを活用すればスタートラインが80点になります。今まで費やしていた時間は80点から120点にすることに使えます。

そんな便利なChatGPTですが、やはり間違ったことは言うし、期待した答えが帰ってこないこともあります。そんな場合でも何度も質問を変えたり条件を追加したりして、様々な回答を生成してくれるのが良いところです。また、もちろんなんでも出来るわけではなく、コピーできない能力もあります。具体的な使い方や活用方法が本書に書かれていますので、まずは使ってみようと思います。

(文責:齋藤)

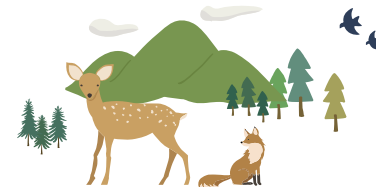
編集後記

熱中症がもつとも心配な季節を迎えます。皆様、くれぐれもお気を付けください。



- P1 所長挨拶・目次
- P2 税務トピックス
- P3 事業承継・M&Aのご案内

- P4 職場の教養
- P4 読書感想文
- P4 編集後記



かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

知らないと損する!?

お金や税金ニュース

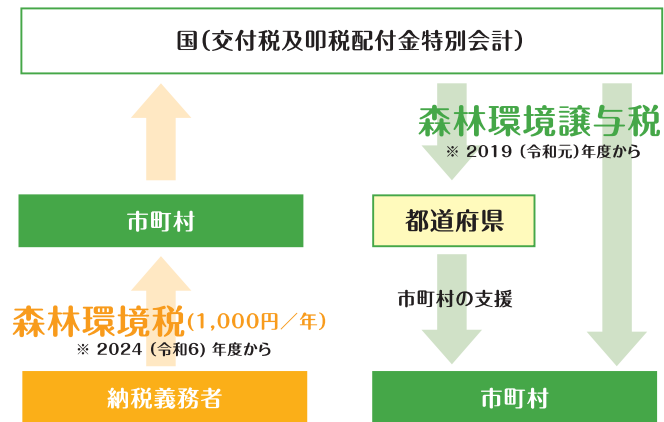
【森林環境税】6月から新たな国税がスタート!その使い道には課題も…?

森林の整備やその促進のための財源として、令和6年6月より「森林環境税」という国税が導入されています。話題を集める「定額減税」とともにスタートした「森林環境税」ですが、その税収の使い道にはさっそく疑問の声も挙がっています。

森林環境税とは?

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する目的で新たに導入されました。国内に住所を有する個人に対して課税され、個人住民税均等割と合わせて、1人あたり年額1,000円が徴収されます。徴収された税額は「森林環境譲与税」として、国から全国の都道府県や市区町村に分配され、森林整備に必要な資金へ充当されます。

<仕組み>



税収を有効活用できていない自治体も

令和6年6月から導入された森林環境税については、東日本大震災に関する復興特別税に置き換わる形で導入されるため、納税者の実質的な税負担は変わりません。

しかし「税収を確保するために名称を変えただけでは?」との声も挙がっています。またすでに令和元年度から森林環境譲与税が自治体に配分されていますが、その約半分が有効活用されておらず、基金として積み立てられているという問題点も指摘されています。

今後このような課題を克服し、効果的に森林環境税を活用することが必要不可欠といえるでしょう。

令和6年6月から森林環境税が新たに導入されました。

復興特別税と入れ替わる形で導入されるため、実質的な負担感には変わらないものの、税収の用途には課題や疑問点も多いため、納税者にとって納得感のある仕組みづくりが求められます。

事業承継・M&Aをご検討の代表者様へ

『法人の事業を、ご子息に承継したい。』

『承継者がいないけど、従業員さんのために他の法人にまかせたい。』

などのお悩みがある会社代表者様にご案内です。

当法人では、事業承継やM&Aのご相談を承っております。

また、ケースによっては、事業承継・引継ぎ補助金を受けることが可能な場合があります。

一度、当法人にご相談ください。

中小企業生産性革命推進事業

事業承継・引継ぎ補助金

※7月31日で10次公募は締め切りました。次回の実施は未定です。

事業承継・引継ぎ補助金とは

事業承継・引継ぎ補助金は、中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とする補助金です。

経営革新

事業承継やM&Aを契機として経営や事業を引き継いだ(または引き継ぐ予定である)中小企業者が、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等を行う際の費用を補助します。

創業支援型 (I型)	経営者交代型 (II型)	M&A型 (III型)
事業承継を契機に創業(開業や法人設立)を行い、経営革新等に取り組む事業者向け	親族や従業員への承継によって経営を引き継ぎ、経営革新等に取り組む事業者向け	事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、経営革新等に取り組む事業者向け
補助対象経費 設備投資費用、店舗・事務所の改築工事費用等	補助率 2/3又は1/2	補助下限 100万円
	補助上限 600万円以内又は800万円以内	上乗せ額(廃業費) +150万円以内

専門家活用

M&Aによる経営資源の引継ぎを支援するため、M&Aに係る専門家等の活用費用を補助します。

買い手支援型(I型)	売り手支援型(II型)	
事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業者	事業再編・事業統合に伴って、株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業者	
補助対象経費 M&A支援業者に支払う手数料※セカンドオピニオン等	補助率 2/3又は1/2	補助下限 50万円
	補助上限 600万円以内	上乗せ額(廃業費) +150万円以内

※M&A支援機関登録制度に登録されたファイナンシャルアドバイザー(FA)またはM&A仲介業者によるFAまたはM&A仲介費用に限る

廃業・再チャレンジ

再チャレンジを目的として、既存事業を廃業するための費用を補助します。

再チャレンジ申請(単独申請)	併用申請	
M&Aで事業を譲り渡せなかった事業者による廃業・再チャレンジ	事業承継に伴う廃業や、事業の譲り渡し/譲り受けに伴う廃業	
補助対象経費 廃業支援費、在庫廃業費、解体費等	補助率 2/3又は1/2	補助下限 50万円
	補助上限 150万円以内	

※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用できます。